

**【重要】** ディスクケースを開封するこのソフトウェアをご使用になる前に下記の使用許諾契約書を必ずお読みください。

下記の使用許諾契約（以下「本契約」といいます）は、お客様と株式会社セゾン情報システムズ（日本国東京都港区。以下「当社」といいます）との間の契約です。本製品（本製品に含まれるソフトウェア・プログラムおよびその記憶媒体、マニュアル等の関連文書、外箱、シリアル番号、プロダクトキー、S Pコードその他必要となるコード等一式を含みます。以下これらを総称して「本製品」といいます）は、本契約の契約条件に同意しなければ使用できません。お客様は事前に本契約をよくお読みください。

本契約に同意できない場合は、本製品入手後7日以内に、代理店より入手した場合は、未使用の本製品と領収書を添えて代理店に、当社から直接入手された場合は、当社に同様に返品してください。その場合には、お客様が支払った本製品の代金が返金されます。また、本製品がテスト版、評価版、その他名称の如何を問わず無償で提供されたものである場合には返金はありません。なお、本製品を開封された場合、または本製品のプロダクトキー発行時にホームページ上に表示される使用許諾条件に「同意する」を選択するなど、電子的な方法で同意を表明された場合には、その時点でお客様は本契約に同意されたものとみなされます。

なお、本契約が、お客様による本製品のバージョンアップに従い締結されるものである場合、当社とお客様との間で締結されていた当該バージョンアップ前の本製品に関する使用許諾契約は、本契約の締結と同時に終了するものとします。

~~下記の使用許諾契約（以下「本契約」といいます）は、お客様と株式会社セゾン情報システムズ（日本国東京都港区。以下「当社」といいます）との間の契約です。お客様にご購入いただいた本製品（ソフトウェア・プログラム及びその記憶媒体、マニュアル等の関連文書、外箱、シリアル番号、その他必要となるコード等一式を含みます）は、本契約の契約条件に同意しなければ使用できません。本製品のディスクケースを開封する前に、本契約をよくお読みください。本契約の契約条件にすべて同意する場合に限り、ディスクケースを開封してください。本契約に同意できない場合は、購入後7日以内に、未開封の本製品と領収書を添えて購入元（代理店または当社から直接ご購入いただいた場合は当社）に返品してください。その場合には、購入元から、お客様が支払った本製品の代金が返金されます。なお、本製品のディスクケースを開封された場合には、その時点でお客様は本契約に同意されたものとみなされます。~~

## 使用許諾契約書

### 第1条 使用権の許諾

1. 当社は、本契約の条件に従い、本製品に関する日本国における非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な使用権をお客様に対して許諾します。
2. お客様は、本製品を、お客様が本製品を購入または利用開始する際に当社に対して申告した指定OS、指定機械、および指定設置場所（以下これらを「指定環境」といいます）でのみインストールして使用することができ、指定環境を変更しようとするときは、当社に対し、書面、又はその他所定の方法による事前の申し込みをするものとします。
3. お客様は、社内業務遂行目的又は個人の自己使用目的だけに本製品を使用することができます。ただし、お客様は、お客様の責任において、お客様の社内業務を委託する社外業者に本契約の条件を遵守させることにより、当該委託業務の遂行に必要な範囲内で当該社外業者に本製品を使用させることができます。この場合、お客様は、当該社外業者による本契約に定める義務の違反について一切の責任を負うものとします。
4. お客様は、本製品のメディアまたは、ダウンロードプログラム一式を破損、紛失等に備えて保管する目的のみ、1部複製することができます。この複製は、本製品に関する権利制限にすべて服します。

### 第2条 使用権の制限

1. お客様は、本製品を前条の場合を除いて複製できません。
2. お客様は、第三者に対し、本契約に基づく権利義務を譲渡すること、本製品を譲渡すること、また、本製品の権利を譲渡、再使用許諾、貸与、占有移転、担保供与すること、商用的ホスティングサービス等に使用すること、又はその他いかなる処分もできません。ただし、前段及び前項にかかわらず、本製品の一部を構成する「deTrade II ファイル転送クライアント自動化オプション」については、お客様が本製品を利用する目的において許可されたライセンス数の範囲内で複製し、第三者に再頒布することができるものとします。また、お客様は、再頒布先に対して、本契約書においてお客様が負う義務を再頒布先に負わせるものとし、再頒布先が本契約書に違反した場合、お客様は再頒布先と連帯して、その責任を負うものとします。
3. お客様は、本製品の改変、修正、結合、翻案、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル又はその他の方法での本製品のソースコードの解析、解明を自ら行い、又は第三者にそれらの行為を行わせることを試みないものとします。
4. お客様は、本製品をマニュアル等の関連文書に記載された以外の方法により使用しないものとします。
5. お客様は、本製品の著作権表示その他の表示を除去又は変更しないものとします。
6. 本製品の著作権その他すべての知的財産権は、当社又は本製品に記載された権利者に帰属します。
7. 本契約に特に規定されていないすべての権利は、当社によって留保されます。

### 第3条 技術サポート

お客様に対しては、本製品の使用に関して、別途締結する技術サポート契約に基づき、技術サポートサービスが提供されます。技術サポート契約に関しては、購入元にお問い合わせください。

### 第4条 秘密保持

お客様は、当社又は代理店より秘密と指定された事項、本製品についての情報、本製品を使用するために必要となる情報（シリアルナンバー、その他必要となるコード等）、及び本製品の使用を通じて知り得たすべての情報の秘密を保持するものとします。

## 第5条 保証及び責任

1. 当社は、お客様が有効に使用許諾を受けていることを条件として、お客様が本製品を購入した日から90日間は、ソフトウェア・プログラムが含まれているディスク、CD ROM、その他の媒体に重要な**瑕疵品質の不一致**（磁気の消失、破壊、不足など、本製品の使用に支障をきたす**瑕疵品質の不一致**に限ります）がないこと、及び、本製品が通常の使用において仕様通りに移動することを保証します。本製品についての当社の保証は、お客様が、購入元に対し、購入日から90日以内に書面により当該**瑕疵品質の不一致**等を知り、又は当該製品を購入元に返却することを条件に、当社の選択により、当該製品の修補又は取替えのいずれかをなすことに限定されるものとし、これをもって本製品に関する当社の一切の責任とします。当社は、名目の如何を問わず一切の損害賠償責任を負わないものとします。
2. 当社の保証は、事故、懈怠、誤用、乱用、暴力行為、輸送や保管上の過失、通常の使用でない原因、旧バージョンの使用による原因、当社の支配権の及ばない原因、火事、地震、第三者の行為、お客様の国又は地域の法規制、等に基づく本製品の**瑕疵品質の不一致**について、又はお客様の本製品の管理が妥当でなかった場合について、あるいは本製品が本契約に違反して使用された場合については、適用されません。
3. 本条に明確に規定されているもの以外には、当社は、明示、黙示を問わず、本製品に関するすべての保証を放棄します。当社が放棄するこれらの保証には、本製品が第三者の権利を侵害しないこと、本製品及び本製品の使用がお客様の国又は地域の法規制に違反しないことや、本製品の品質、性能、商品性及び特定の目的に対する適合性についての保証が含まれます。
4. 当社は、いかなる場合でも、本製品の使用又は使用不能に起因する直接的、間接的、結果的、特別の、偶発的、懲罰的又はその他の全ての損害（これらには、逸失利益、ビジネスの中断、ビジネスの機会の喪失、のれんの喪失、データ及びその使用機会の喪失、代替品の調達費用、身体損害、その他の金銭的損害が含まれますが、これらに限定されません）について、仮に当該損害が発生する可能性がある旨と告知されていた場合であっても、何ら責任を負いません。
5. お客様が本製品を購入した代理店による本製品の保証及び責任範囲も、本条の下での当社の保証及び責任範囲と同一とします。

## 第6条 輸出禁止

お客様は、本製品を日本国外に持ち出すことはできません。当社または代理店は、お客様が本製品について直接間接を問わず日本国外に持ち出したことによりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。また、お客様による本条違反に基づき当社又は代理店に何らかの損害が発生した場合には、お客様に補償していただくものとします。

## 第7条 契約発効日

本契約は、お客様が本契約に同意されたときに発効するものとします。

## 第8条 契約の解除

1. お客様が本契約に違反した場合、本製品の代金支払いを怠った場合又は下記の反社会的勢力に該当するかもしくは反社会的勢力と関わりを持っていることが判明した場合は、当社は事前の催告なしにいつでも本契約を解除することができます。この場合、お客様は本製品を一切使用することはできません。また、お客様は、当社の指示に従い、ご自身の負担で、ただちに本製品及びその全ての複製（コンピュータのメモリ等に組み込まれたものを含む）を返却、破棄又は消去し、その旨を証する文書を当社に提出するなどの措置をとるものとします。「反社会的勢力」とは、暴力、威力、または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人であって、以下の①または②に該当する集団または個人をいうものとします。
  - ①暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または、特殊知能暴力集団等。
  - ②暴力的な要求行為、または、法的な要求を超えた不当な要求行為を行う集団または個人。
2. 前項の場合、本製品の代金は返還いたしません。
3. 本条第1項により本契約が終了しない限り、本契約は期限の定めなく有効に存続するものとします。

## 第9条 監査権

1. 当社および代理店は、お客様に対して、お客様が本契約の条件に従ってプロダクトを適正に管理・使用されているか否か、または、別途技術サポート契約の締結により提供される技術サポートが適正に管理・使用されているか否か、を監査する権限を有するものとし、必要に応じて当社および代理店は、監査に必要な書類もしくはその写しの提出、その他の必要な措置を、お客様に対して求めることができ、お客様はこれに協力する義務があるものとします。
2. 前項の監査の結果、プロダクトの使用、または技術サポートの使用に関し、お客様に違反行為がある場合には、当該違反行為の態様、期間、その他諸般の事情を勘案の上、当社はお客様に対し、違反行為の是正、契約の解除、または損害賠償の何れかの措置、あるいは全ての措置を求めることができるものとします。

## 第10条 準拠法及び裁判管轄

1. 本契約の解釈は、日本国法に準拠するものとします。
2. 本契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第11条 優先関係**

お客様が、当社と別途、「使用許諾契約」を締結した場合には、当該使用許諾契約が本契約に優先するものとします。